



参考資料

府經研第 702 号
平成 26 年 9 月 10 日

統計委員会委員長
西 村 清 彦 殿

内閣総理大臣
安倍晋三



諮詢第 70 号
国民経済計算の作成基準の変更について（諮詢）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の趣旨

1 国民経済計算の作成基準の趣旨

国民経済計算は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項の規定により基幹統計とされており、国の基本政策の立案及び決定並びに経済社会活動の国際比較に当たつての基礎資料として幅広く利用されるなど、極めて大きな社会的影響力を有している。

国民経済計算の作成に当たっては、中立性や客観性を確保するとともに、諸外国との比較可能性を確保することが極めて重要であることから、国際連合の勧告により国民経済計算の体系についての国際基準が設けられている。統計法第6条第1項の規定において、この国際基準に準拠しつつ、基本的な概念等を定める国民経済計算の作成基準（以下「作成基準」という。）を設定することが定められており、その設定又は変更の際には、同条第2項の規定に基づき統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

現行の作成基準は、統計委員会答申（平成21年3月9日府統委第21号「諮問第9号の答申 国民経済計算の作成基準について」）を踏まえて定められた後、統計委員会答申（平成23年5月20日府統委「諮問第60号の答申 国民経済計算の作成基準の変更について」）を踏まえて変更され、統計法第6条第3項の規定に基づき、平成23年11月18日付けで内閣府告示第282号により公示されている。

2 審議事項

国民経済計算においては、平成23年産業連関表等の基礎統計を取り込む次回基準改定について平成28年度中の実施を目指すこととなっているが、その際、国際連合において合意された国民経済計算の新たな国際基準である「2008 SNA」に対応するなど国際比較可能性の向上にも合わせて取り組む必要がある。

このことを踏まえ、現行の作成基準の変更について、以下に掲げる事項について、客観的、学術的な妥当性及び統計利用者にとっての利便性という観点から、統計委員会の意見を求めるものである。

- ① 生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充
- ② 金融市场の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充
- ③ 一般政府部門に係る記録の改善
- ④ 経済活動分類等の分類の改善

3 スケジュール

| | |
|--------------|------------|
| 平成26年9月 | 作成基準の変更の諮問 |
| 9月～平成27年2月目途 | 調査審議 |
| 平成27年2月目途 | 答申 |

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）（国民経済計算関係部分）

（国民経済計算）第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準（以下この条において単に「作成基準」という。）を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

国民経済計算の作成基準（案）

1 概論

- (1) 国民経済計算は、我が国の経済の全体像を、国際比較可能な形で体系的に記録することにより作成する。
- (2) 本基準は、国際連合の定める国民経済計算体系に関する基準に準拠した統計を作成する上で必要となる事項を定める。

2 勘定系列

我が国の経済の全体像については、我が国の経済主体が、定められた期間において、どのような取引（フロー）を行い、資産や負債（ストック）がどのように変化したかについて記録することにより把握される。その際、フローにおいては源泉と使途の側面から、ストックにおいては資産と負債の側面から捕捉し、それぞれの整合性を図る。

このため、次に定める表を作成し、編成し直した上で公表する。

(1) 経常的取引に関する勘定

- ア 生産に関する勘定
- イ 所得の発生に関する勘定
- ウ 第1次所得の配分に関する勘定
- エ 所得の第2次分配に関する勘定
- オ 現物所得の再分配に関する勘定
- カ 所得の使用に関する勘定

(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定

- ア 資本取引に関する勘定
- イ 金融取引に関する勘定
- ウ その他の資産変動に関する勘定

(3) 貸借対照表に関する勘定

(4) 一国経済全体に関する勘定

(5) 補足的な表

3 分類

経済の全体像を捉える上で、様々な取引主体及び取引の対象となる財貨・サービスをいくつかの等質的なグループに集約するため、次の分類に基づく記録を行う。

(1) 制度部門別分類

所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類と

して、制度部門別分類を次のように定める。なお、非金融法人企業及び金融機関における公的、民間の区分については、政府又は社会保障基金の所有による支配又はその他の根拠による支配のいずれかを受けているものを公的とする。

ア 非金融法人企業

全ての我が国の居住者である非金融の法人企業や準法人企業が含まれる。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

内訳部門として、公的非金融企業、民間非金融法人企業に区分する。

イ 金融機関

主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である全ての我が国の居住者である法人企業及び準法人企業が含まれる。また、金融的性格をもつ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。

内訳部門として、公的金融機関、民間金融機関に区分する。

ウ 一般政府

中央及び地方政府と、それらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。また、政府又は社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

エ 家計

生計を共にする全ての我が国の居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業も含まれる。

オ 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨やサービスを提供する全ての我が国の居住者である非営利団体が含まれる。

(2) 経済活動別分類

財貨やサービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の分類として、経済活動別分類を定め、当該分類を公表する。

(3) 財貨・サービス別分類

財貨やサービスそれぞれの品目の分類として、財貨・サービス別分類を定め、当該分類を公表する。

4 記録原則

(1) 発生主義に基づく記録

制度部門間、経済活動間の取引を、原則として、以下の基準により当該取引が実際に発生した時点において記録する。

ア 生産活動

産出は、財貨の生産やサービスの提供がなされた時点において記録する。また、中間消費は、財貨・サービスが生産に使用された時点において記録する。

イ 最終消費支出及び資本形成

財貨の所有権が移転し、サービスの提供がなされた時点において記録する。

ただし、在庫の増加については、生産物が購入・生産等の形で取得された時点において記録する。また、在庫の減少については、生産物が売却・中間消費等の形で処分された時点において記録する。

ウ 輸出入取引

居住者と非居住者間で財貨の所有権が移転し、サービスの提供がなされた時点において記録する。

エ 所得の受払

支払義務が発生した時点において記録する。

オ 金融取引

資産負債の所有権が移転した時点、あるいは新たに債権債務関係が発生した時点において記録する。

(2) 市場価格による評価

財貨・サービスの取引は、原則として、市場価格により評価する。市場取引が存在しない場合は、原則として、類似の財貨・サービスの市場価格、又はその生産活動に要した費用による評価を行う。

なお、財貨・サービスの使用は以下の定義による購入者価格、財貨・サービスの産出は以下の定義による生産者価格により評価する。

ア 購入者価格

運輸・商業マージンを含む、財貨・サービスの購入者が最終的に負担する価格

イ 生産者価格

運輸・商業マージンを含まない、財貨・サービスの生産者が最終的に受け取る価格

(3) 最終支出主体主義による記録

購入された財貨・サービスの帰属する主体を、原則として、最終的な購入者によって区分する。

(4) 主要項目における実質価額の記録

国内総生産や国民総所得といった主要な項目について、財貨・サービスの名目価額から価格変動の影響を取り除くことにより、実質価額による評価・記録を行う。

5 記録内容

各勘定は、原則として、以下の内容により記録する。

(1) 経常的取引に関する勘定

一定期間における経常的な経済取引活動について、生産、所得分配及び所得の使用等に関する項目を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

ア 生産に関する勘定

生産活動の結果としての産出から、この産出を生み出す際の財貨・サービスの消費を中間的な投入として控除することにより、生産過程が作り出す追加的な価値である付加価値に関する項目を経済活動ごとに記録し、国内総生産を記録する。

なお、産出には、間接的に計測される金融仲介サービス（FISM）や自己勘定の研究・開発を含む。また、国内総生産には、固定資産について、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額として固定資本減耗（社会資本に係る分を含む。）に関する項目が含まれる。

イ 所得の発生に関する勘定

生産活動と直接結びついた分配取引について、以下の内容により記録する。

源泉側には、発生した付加価値に関する項目を記録する。

使途側には、こうした付加価値の帰属先として、生産過程への参加の結果として発生する雇用者の報酬、生産及び輸入品に課される税による政府の収入に関する項目や、控除項目として補助金による政府の支出に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、営業余剰や混合所得（生産活動により得られる余剰や欠損。このうち混合所得は、家計部門（個人企業）分）に関する項目を記録する。雇用者の報酬は、賃金や俸給（雇用者ストックオプションを含む。）に加え、雇主により、雇用者のために社会保障基金等に支払われる現実的、帰属的な社会負担を含む。

ウ 第1次所得の配分に関する勘定

生産過程への参加又は生産の目的のために必要な資産の所有の結果として発生する第1次所得の各制度部門への配分について、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の発生に関する勘定において使途側に記録した、雇用者の報酬、政府の収入等、営業余剰や混合所得に関する項目のほか、金融資産の所有者が資金の提供の見返りとして受け取る投資所得や土地等の所有者がその提供の見返りに受け取る賃貸料を含む財産所得の受取に関する項目を記録する。

使途側には、財産所得の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、第1次所得に係るバランス項目を記録する。

エ 所得の第2次分配に関する勘定

現金の移転による、各制度部門間の所得再分配について、以下の内容により記録する。

源泉側には、第1次所得の配分に関する勘定において使途側に記録した第1次所得に係るバランス項目のほか、所得や富等に課される経的な税の受取に関する項目、社会負担及び現物以外の社会給付その他の経的な移転の受取に関する項目を記録する。

使途側には、所得や富等に課される経的な税の支払に関する項目、社会負担及び現物以外の社会給付その他の経的な移転の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、最終消費活動及び蓄積活動に配分される所得となる可処分所得に関する項目を記録する。

オ 現物所得の再分配に関する勘定

現物の移転による、各制度部門間の所得再分配について、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の第2次分配に関する勘定において使途側に記録した可処分所得に関する項目のほか、現物による社会給付その他現物による経的な移転の受取に関する項目を記録する。

使途側には、現物による社会給付その他現物による経的な移転の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、最終消費活動及び蓄積活動に配分される所得となる、現物移転により調整された可処分所得に関する項目を記録する。

カ 所得の使用に関する勘定

各制度部門の可処分所得に関する項目がどのように最終消費活動と蓄積活動に配分されるかについて、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の第2次分配に関する勘定又は現物所得の再分配に関する勘定において使途側に記録した可処分所得に関する項目や年金基金に係る社会負担と社会給付の差額に関する項目を記録する。

使途側には、最終消費活動に関する項目あるいは現物所得の再分配により明らかになる現実に享受する便益を評価した消費活動に関する項目や年金基金に係る社会負担と社会給付の差額に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、蓄積活動への配分となる貯蓄に関する項目を記録する。最終消費支出に関する項目は、一般政府が行う個別の消費財・サービス及び集合的消費サービスに関する支出、家計及び対家計民間非営利団体が行う個別の消費財・サービスに関する支出を含む。

(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定

蓄積活動等により生じる一定期間における非金融資産の変動並びに金融資産及び負債の変動を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

ア 資本取引に関する勘定

各制度部門における、固定資産や在庫を含む生産資産や非生産資産からなる非金融資産の取得や処分に伴う変動（総固定資本形成や在庫品増加等）や、資本移転について、以下の内容により記録する。

資産変動側には、非金融資産の取得及び処分により発生した非金融資産の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と負債及び正味資産の変動側の差額として、資金余剰を示す純貸出あるいは資金不足を示す純借入に関する項目を記録する。

負債及び正味資産の変動側には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使用に関する勘定の使途として記録した貯蓄に関する項目を記録するとともに、資本移転の受払に関する項目を記録する。

なお、固定資産には、住宅等の建物や構築物、機械・設備、防衛装備品、育成生物資源、ソフトウェア（自社開発ソフトウェアを含む。）や研究・開発等の知的財産生産物を含む。

イ 金融取引に関する勘定

各制度部門における、金融資産及び負債に関する取引について、以下の内容により記録する。

資産変動側には、金融取引のうち債権である金融資産の変動に関する項目を記録する。

負債及び正味資産の変動側には、金融取引のうち債務である負債の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と資産変動側の差額として、純貸出あるいは純借入に関する項目を記録する。

金融資産や負債には、現金・預金、貸出・借入、債務証券、持分のほか、雇用者ストックオプションや年金受給権、定型保証支払引当金等を含む。

ウ その他の資産変動に関する勘定

各制度部門における、資本取引に関する勘定及び金融取引に関する勘定に記録された取引以外の要因による資産及び負債の変動について、以下の内容により記録する。

取引によらない資産の量の変動に関する項目を記録するとともに、保有する資産価値の再評価に伴う保有利得または保有損失に関する項目を記録する。

(3) 貸借対照表に関する勘定

各制度部門における、特定の時点における所有資産の価値額と負債の価値額を記録す

る勘定を、以下の内容により作成する。

資産側には、所有する非金融資産及び金融資産に関する項目を記録する。

負債及び正味資産側には、所有する負債に関する項目を記録するとともに、これらの項目と資産側の差額として、所有する正味資産に関する項目を記録する。

(4) 一国経済全体に関する勘定

経常的取引に関する勘定及び資産や負債の蓄積に関する勘定について、各制度部門を統合することにより一国経済全体の統合表示を記録するとともに、非居住者を包含した海外部門との取引を記録する勘定を作成する。

(5) 補足的な表

その他、必要に応じ、経済活動別の財貨・サービスの产出・投入に関する項目のほか、国民経済計算を作成・利用する上で重要な項目を記録する。また、ここに含まれるものの一覧は公表する。

6 作成方法の原則等

(1) フローについては、生産面、分配面及び支出面からの推計を行う。生産勘定は、产出構造及び産業別投入構造から国内総生産を推計することで作成し、さらに、所得の発生・分配・使用、資本の蓄積（負債）等を推計することで作成する。

(2) ストックについては、固定資産は、総固定資本形成及び固定資本減耗等のフローの値を利用して恒久棚卸法によって推計し、さらに、在庫、非生産資産及び金融資産を推計することで作成する。

(3) その他、本基準に基づく国民経済計算の具体的な作成方法は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十六条第一項の規定に基づき、総務大臣に通知した後、公表する。

7 雜則

(1) 作成頻度

国民経済計算は、毎年少なくとも1回作成する。

また、国民経済計算における最も主要な集計項目である国内総生産及びその主要な内訳項目等については、速報値を四半期ごとに作成する。

(2) 国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準との対応

本基準に基づく国民経済計算と、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準の対応について公表する。

(3) 計数の改定等

国民経済計算は、作成の基礎となる資料の改定等により、必要に応じ計数の改定等を行うとともに、その改定等の理由を公表する。

(4) 基準の変更の検討等

本基準の変更の検討等に当たっては、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に関する国際動向、我が国の経済情勢及び国民経済計算の作成方法や作成の基礎となる資料その他の本基準に関する事項について、必要に応じ研究を行うものとする。

その状況については、必要に応じ統計委員会に報告するものとする。

意 見 を 求 め る 事 項

参考 1

| 課 題 | 主な審議内容 | 作成基準中の 主な関連箇所 |
|---------------------------|---|---|
| 生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究・開発(R&D)の資本としての記録 ・兵器システムの資本としての記録 ・非金融資産分類の拡充・細分化 | <p style="text-align: center;">5 記録内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)経常的取引に関する規定 (2)資産や負債の蓄積に関する勘定 (3)貸借対照表に関する勘定 |
| 金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者ストックオプションの雇用者報酬、金融資産としての記録 ・企業年金の年金受給権に係る記録の改善 ・金融資産分類の拡充・細分化 | <p style="text-align: center;">5 記録内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)経常的取引に関する規定 (2)資産や負債の蓄積に関する勘定 (3)貸借対照表に関する勘定 |
| 一般政府部門に係る記録の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般政府と公的企業との間の例外的支払の記録の精緻化 | <p style="text-align: center;">5 記録内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (2)資産や負債の蓄積に関する勘定 |
| 経済活動別分類、制度部門別分類の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際比較可能性を踏まえた経済活動別分類の設定 ・制度部門別分類の精緻化(金融機関の内訳分類、私立学校の分類変更) | <p style="text-align: center;">3 分類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)制度部門別分類 (2)経済活動別分類 (3)財貨・サービス別分類 |

(注)「作成基準中の主な関連箇所」は、現行「国民経済計算の作成基準」において関連しうる主な箇所を示したものである。

国民経済計算の次回基準改定について

1. 次回基準改定の趣旨

- 我が国の国民経済計算(以下、JSNAという。)は、概ね5年ごとに、産業連関表等の基礎統計を取り込む「基準改定」を実施。現行のJSNAは平成17年基準(平成23年に基準改定を実施)。
- 平成28年中に実施を目指すJSNAの次回の基準改定は、「平成23年産業連関表」等の基礎統計を反映。
- その際には、基礎統計の取込みに加えて、国際連合で合意された国民経済計算の新たな国際基準である2008SNAへの対応を目指す。

2. 次回基準改定時に目指す2008SNAへの対応等の概要

○生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充

- 研究・開発(R&D)の資本としての記録
 - R&Dへの支出は、全て経済的利益をもたらす「知的財產生産物」と整理し、「中間消費」ではなく、「総固定資本形成」に記録。
 - R&Dの範囲は、現行の市場生産者の研究機関によるR&Dに加え、新たに企業、政府、大学等により自己勘定で行われるR&Dを追加。
- 兵器システムの資本としての記録
 - 戦車や艦艇等(防衛装備品)は継続して政府の防衛サービスの生産に使用されるため、これらへの支出は、「中間消費」ではなく「総固定資本形成」に、1回限り使用される弾薬等への支出は、「中間消費」ではなく「在庫品増加」に、それぞれ記録。
- 非金融資産分類の拡充・細分化
 - 上述の非金融資産の範囲の拡充に伴い「知的財產生産物」、「防衛装備品」等を新たに表章する等の分類の変更を行う。

国民経済計算次回基準改定について

2. 次回基準改定時に目指す2008SNAへの対応等の概要(続き)

○ 金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡大

- 雇用者ストックオプションの雇用者報酬、金融資産としての記録
- 新たに、雇用者ストックオプションの価値を計測し、雇用者報酬の一部に記録。
- これに対応して、金融資産、負債として「雇用者ストックオプション」を記録。
- 企業年金の年金受給権に係る記録の改善
- 確定給付型の企業年金の年金受給権残高(ストック)は、現行でも発生ベースで記録されているが、その捕捉範囲について現行の上場企業中心から一国全体に拡大。
- フローフローでも、雇主の社会負担など関連する項目について、実際の支払額ベースから発生ベースによる記録に変更。
- 金融資産分類の拡充・細分化
- 上述の変更を含む金融資産分類の変更(雇用者ストックオプションの新設、保険・年金関係の拡充・細分化等)。

○一般政府部門に係る記録の改善

- 一般政府と公的企業との間の例外的支払の記録の精緻化

| 支払 ⇒ 受取 | 現行基準 | 次回基準 |
|-----------|------|---------------------------------|
| 一般政府⇒公的企業 | 資本移転 | (支払の性質に応じて) 「資本移転」または「持分の追加」 |
| 公的企業⇒一般政府 | 資本移転 | 「持分の引出し」 |

○経済活動別分類、制度部門別分類の改善

- 國際比較可能性を踏まえた経済活動別分類への設定
- 國際比較可能性の向上の観点から、経済活動別国内総生産等に用いる分類について、可能な限り国際標準産業分類に整合的となるよう変更。
- 制度部門別分類の精緻化
- 私立学校について、2008SNAへの対応に併せ、制度部門を「対家計民間非営利団体」から「非金融法人企業」へ変更。
- 金融機関の内訳部門を再編(専属金融機関の新設等)。

○ 国民経済計算の作成基準（案）（新旧対照表）

今回諮問案

| | | 現行作成基準 |
|------------------|--|--|
| 1 概論 | (略) | |
| 2 勘定系列 | (略) | |
| 3 分類 | 経済の全体像を捉える上で、様々な取引主体及び取引の対象となる財貨・サービスをいくつかの等質的なグループに集約するため、次の分類に基づく記録を行う。 (1) (略) | 経済の全体像を捉える上で、様々な取引主体及び取引の対象となる財貨・サービスをいくつかの等質的なグループに集約するため、次の分類に基づく記録を行う。 |
| (2) 経済活動別分類 | 財貨やサービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の分類として、産業、政府サービス生産者、 対家計民間非営利サービス生産者の3区分ごとに、経済活動別分類を定め、当該分類を公表する。 | 財貨やサービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の分類として、産業、政府サービス生産者、 対家計民間非営利サービス生産者の3区分ごとに、経済活動別分類を定め、当該分類を公表する。 |
| (3) 財貨・サービス別分類 | 財貨やサービスそれぞれの品目の分類として、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生 産者の生産物の3区分ごとに、財貨・サービス別分類を定め、当該分類を公表する。 | 財貨やサービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の分類として、産業、政府サービス生産者、 対家計民間非営利サービス生産者の3区分ごとに、財貨・サービス別分類を定め、当該分類を公表する。 |
| 4 記録原則 | (略) | (略) |
| 5 記録内容 | 各勘定は、原則として、以下の内容により記録する。 (1) 経常的取引に関する勘定 一定期間における経常的な経済取引活動について、生産、所得分配及び所得の使用等に関する項目を記録する勘定を、以下の内容により作成する。 ア 生産に関する勘定 生産活動の結果としての産出から、この産出を生み出す際の財貨・サービスの消費費を中間的な投入として控除することにより、生産過程が作り出す追加的な価値である付加価値に関する項目を経済活動ごとに記録し、国内総生産を記録する。 なお、産出には、間接的に計測される金融仲介サービス（F I S I M）を含む。 また、国内総生産には、固定資産について、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額として固定資本減耗（社会資本に係る分を含む）に関する項目が含まれる。 | 各勘定は、原則として、以下の内容により記録する。 (1) 経常的取引に関する勘定 一定期間における経常的な経済取引活動について、生産、所得分配及び所得の使用等に関する項目を記録する勘定を、以下の内容により作成する。 ア 生産に関する勘定 生産活動の結果としての産出から、この産出を生み出す際の財貨・サービスの消費費を中間的な投入として控除することにより、生産過程が作り出す追加的な価値である付加価値に関する項目を経済活動ごとに記録し、国内総生産を記録する。 なお、産出には、間接的に計測される金融仲介サービス（F I S I M）を含む。 また、国内総生産には、固定資産について、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額として固定資本減耗（社会資本に係る分を含む）に関する項目が含まれる。 |
| イ 所得の発生に関する勘定 | 生産活動と直接結びついた分配取引について、以下の内容により記録する。 源泉側には、発生した付加価値に関する項目を記録する。 使途側には、こうした付加価値の帰属先として、生産過程への参加の結果として発生する雇用者の報酬、生産及び輸入品に課される税による政府の収入として、源泉側の差額として、営業余剰や混合所得（生産活動による項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、営業余剰に関する項目を記録する。雇用者の報酬は、雇用者ストックオプションを含む。）に加え、雇主により、雇用者のために社会保険基金等に支払われる現実的、帰属的な社会負担を含む。 | イ 所得の発生に関する勘定 生産活動と直接結びついた分配取引について、以下の内容により記録する。 源泉側には、発生した付加価値に関する項目を記録する。 使途側には、こうした付加価値の帰属先として、生産過程への参加の結果として発生する雇用者の報酬、生産及び輸入品に課される税による政府の収入として、源泉側の差額として、営業余剰や混合所得（生産活動による項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、営業余剰に関する項目を記録する。雇用者の報酬は、雇用者ストックオプションを含む。）に加え、雇主により、雇用者のために社会保険基金等に支払われる現実的、帰属的な社会負担を含む。 |
| ウ 第1次所得の配分に関する勘定 | 生産過程への参加又は生産の目的のために必要な資産の所有の結果として発生する第1次所得の各制度 | ウ 第1次所得の配分に関する勘定 生産過程への参加又は生産の目的のために必要な資産の所有の結果として発生する第1次所得の各制度 |

現行作成基準

| | | |
|--------------------|---|---|
| 今回諮詢案 | 部門への配分について、以下の内容により記録する。 源泉側には、所得の発生に関する勘定において使途側に記録した、雇用者の報酬、政府の収入等、営業余剰や混合所得に関する項目のほか、資金、土地及び無形資産等の貸借を原因として発生する所得の移転である財産所得の受取所がその提供の見返りに受け取る賃料を含む財産料を記録する。 使途側には、財産所得の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、第1次所得に係るバランス項目を記録する。 | 部門への配分について、以下の内容により記録する。 源泉側には、所得の発生に関する勘定において使途側に記録した、雇用者の報酬、政府の収入、営業余剰に関する項目のほか、資金、土地及び無形資産等の貸借を原因として発生する所得の移転である財産所得の受取に係る項目を記録する。 使途側には、財産所得の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、第1次所得に係るバランス項目を記録する。 |
| エ～オ (略) | カ 所得の使用に関する勘定 各制度部門の可処分所得に関する項目がどのように最終消費活動と蓄積活動に配分されるかについて、以下の内容により記録する。 源泉側には、所得の第2次分配に関する勘定又は現物所得の再分配に関する勘定において使途側に記録した可処分所得に関する項目等を記録する。 使途側には、最終消費活動に関する項目あるいは現物所得の再分配により明らかになる現実に享受する便益を評価した消費活動に関する項目等を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、蓄積活動への配分となる貯蓄に関する項目を記録する。 本勘定には、以下のものを含む。 ・最終消費支出（一般政府が行う個別の消費財・サービス及び集合的消費サービスに関する支出、家計及び対家計民間非営利団体が行う個別の消費財・サービスに関する支出）に関する項目 | カ 所得の使用に関する勘定 各制度部門の可処分所得に関する項目がどのように最終消費活動と蓄積活動に配分されるかについて、以下の内容により記録する。 源泉側には、所得の第2次分配に関する勘定又は現物所得の再分配に関する勘定において使途側に記録した可処分所得に関する項目等を記録する。 使途側には、最終消費活動に関する項目あるいは現物所得の再分配により明らかになる現実に享受する便益を評価した消費活動に関する項目等を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、蓄積活動への配分となる貯蓄に関する項目を記録する。 本勘定には、以下のものを含む。 ・最終消費支出（一般政府が行う個別の消費財・サービス及び集合的消費サービスに関する支出、家計及び対家計民間非営利団体が行う個別の消費財・サービスに関する支出）に関する項目 |
| (2) 資産や負債の蓄積に関する勘定 | カ 所得の使用に関する勘定 各制度部門の可処分所得に関する項目がどのように最終消費活動と蓄積活動に配分されるかについて、以下の内容により記録する。 源泉側には、所得の第2次分配に関する勘定又は現物所得の再分配に関する勘定において使途側に記録した可処分所得に関する項目や年金基金に関する項目と社会負担と社会給付の差額に関する項目を記録する。 使途側には、最終消費活動に関する項目あるいは現物所得の再分配により明らかになる現実に享受する便益を評価した消費活動に関する項目や年金基金に係る社会負担と社会給付の差額に関する項目を記録する。最終消費支出に関する項目と源泉側の差額として、蓄積活動への配分となる貯蓄に関する項目を記録する。 ともに、これらの項目と源泉側の差額として、蓄積活動への配分となる貯蓄に関する項目を記録する。 消費支出に関する項目は、一般政府が行う個別の消費財・サービス及び集合的消費サービスに関する支出、家計及び対家計民間非営利団体が行う個別の消費財・サービスに関する支出を含む。 | (2) 資産や負債の蓄積に関する勘定 蓄積活動等により生じる一定期間における非金融資産及び負債の変動を記録する勘定を、以下の内容により作成する。 ア 資本取引に関する勘定 各制度部門における、固定資産や在庫を含む生産資産や非生産資産からなる非金融資産の取得や処分に伴う変動（総固定資本形成や在庫品増加等）やを記録するとともに、資本移転の受払に関する項目について、以下の内容により記録する。 資産変動側には、非金融資産の取得及び処分により発生した非金融資産の変動を記録する項目を記録するとともに、これらの項目と負債及び正味資産の変動側の差額として、資金余剰を示す純資出あるいは資金不足を示す純借入に係る项目的取引には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使途として記録した貯蓄及び正味資産の変動側には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使途として記録した貯蓄に関する項目を記録するとともに、資本移転の受払を記録する。 |
| (2) 資産や負債の蓄積に関する勘定 | ア 資本取引に関する勘定 各制度部門における、固定資本形成や在庫品増加等）やを記録するとともに、資本移転の受払に関する項目について、以下の内容により記録する。 資産変動側には、非金融資産の取得及び処分により発生した非金融資産の変動を記録する項目を記録するとともに、これらの項目と負債及び正味資産の変動側の差額として、資金余剰を示す純資出あるいは資金不足を示す純借入に係る项目的取引には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使途として記録した貯蓄及び正味資産の変動側には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使途として記録した貯蓄に関する項目を記録するとともに、資本移転の受払を記録する。 | ア 資本取引に関する勘定 各制度部門における、固定資産や在庫を含む生産資産や非生産資産からなる非金融資産の取得や処分に伴う変動（総固定資本形成や在庫品増加等）やを記録するとともに、資本移転の受払に関する項目について、以下の内容により記録する。 資産変動側には、非金融資産の取得及び処分により発生した非金融資産の変動を記録する項目を記録するとともに、これらの項目と負債及び正味資産の変動側の差額として、資金余剰を示す純資出あるいは資金不足を示す純借入に係る项目的取引には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使途として記録した貯蓄及び正味資産の変動側には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使途として記録した貯蓄に関する項目を記録するとともに、資本移転の受払を記録する。 |
| イ 金融取引に関する勘定 | イ 金融取引に関する勘定 各制度部門における、金融資産及び負債に関する取引について、以下の内容により記録する。 資産変動側には、金融取引のうち債権である金融資産の変動に関する項目を記録する。 負債及び正味資産の変動側には、金融取引のうち債務である負債の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と資産変動側の差額として、純貸出あるいは純借入に関する項目を記録する。 金融資産や負債には、現金・預金、貸出・借入、債務証券、持分のほか、雇用者ストックオプションや年金受給権、定期保証支払担当金等を含む。 | イ 金融取引に関する勘定 各制度部門における、金融資産及び負債に関する取引について、以下の内容により記録する。 資産変動側には、金融取引のうち債権である金融資産の変動に関する項目を記録する。 |

現行作成基準

| | | |
|--|--|--|
| 今回諮詢案 | その他資産変動に関する勘定 各制度部門における、資本取引に関する勘定及び金融取引に記録された取引以外の要因による資産及び負債の変動について、以下の内容により記録する。 取引に上らない資産の量の変動に関する項目を記録するとともに、保有する資産価値の再評価に伴う保有利得または保損失に関する項目等を記録する。 | ウ その他の資産変動に関する勘定 各制度部門における、資本取引に関する勘定及び金融取引に記録された取引以外の要因による資産及び負債の変動について、以下の内容により記録する。 取引に上らない資産の量の変動に関するとともに、保有する資産価値の再評価に伴う保有利得または保損失に関する項目等を記録する。 |
| (3) (略) | (4) 一国経済全体に関する勘定 経常的取引に関する勘定及び資産や負債の蓄積に関する勘定について、各制度部門を統合することにより一国経済全体の統合表示を記録するとともに、非居住者を含した海外部門との取引を記録する部門を記録する。 | (3) (略) |
| (5) 補足的な表 その他、必要に応じ、経済活動別の財貨・サービスの産出・投入に関する項目のほか、 <u>国民経済計算を作成・勘定を作成する</u> 。 | (4) 一国経済全体に関する勘定 経常的取引に関する勘定及び資産や負債の蓄積に関する勘定について、各制度部門を統合することにより一国経済全体の統合表示を記録するとともに、海外との取引を記録する。 | (5) 補足的な表 その他、必要に応じ、経済活動別の財貨・サービスの産出・投入に関する項目のほか、上記(1)から(4)までの勘定を作成・利用する上で重要となる項目を記録する。また、ここに含まれるものの一覧は公表する。 |
| 6 作成方法の原則等 | 6 作成方法の原則等 | 6 作成方法の原則等 |
| (1) (略) | (1) (略) | (1) (略) |
| (2) ストックについては、固定資産は、資本取引、総固定資本形成及び固定資本減耗等のフローの値を利用して恒久棚卸法によって推計し、さらに、在庫、非生産資産及び金融資産を推計することで作成する。 | (2) ストックについては、固定資産は、資本取引、資本形成及び固定資本減耗等のフローの値を利用して恒久棚卸法によって推計し、さらに、在庫、非生産資産及び金融資産を推計することで作成する。 | (2) ストックについては、固定資産は、資本取引、資本形成及び固定資本減耗等のフローの値を利用して恒久棚卸法によって推計し、さらに、在庫、非生産資産及び金融資産を推計することで作成する。 |
| (3) (略) | (3) (略) | (3) (略) |
| 7 雜則 (略) | 7 雜則 (略) | 7 雜則 (略) |
| (削除) | 附則 この告示は、公布の日から施行する。 | (削除) |

2008SNAの勧告の概要

内閣府
経済社会総合研究所
国民経済計算部

| 勧告名 | 勧告の概要 |
|---------------------------------------|--|
| 付隨的活動を行う生産単位が別個の事業所とみなされるケース | ○付隨的活動のみを行っている単位の活動が、統計的に容易に観察可能である場合、または、親事業所とは地理的に異なる場所に位置している場合には別個の事業所とみなす。 |
| 親会社と異なる経済の居住者でない限り、見せかけの子会社は制度単位と扱わない | ○親会社が完全に所有し、税制等の利点のために、親会社又はグループ内の他の法人企業に業務を提供するために作られた「見せかけ子会社」は、親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位としては扱わない(親会社と連結する)。 |
| 制度単位として認識される非居住者単位の支店 | ○非居住者の所有する非金融法人企業について、所在国において長期間、財貨・サービスの生産に携わり、所在国の所得税法に従う場合、支店として認識し、制度単位として扱う。 |
| 複数領域で活動する企業の居住地の明確化 | ○多国籍にまたがって、継ぎ目のない活動を行う企業について、各経済について別個に制度単位を認識することが望ましいが、親会社や支店の認識が不可能な場合、その居住地を決定するための指針を提供。 |
| 特別目的実体の認識 | ○専属金融機関、見せかけの子会社、政府の特別目的単位のいずれかに該当しない特別目的実体は、主活動に従って適切な部門・産業に割り当てる。 |
| 金融機関部門に割り当たられる持株会社 | ○持株会社(子会社の資産は保有するが、管理活動は行わない)は、その子会社が非金融法人であっても金融機関(専属金融機関)に分類。 |
| 子会社が主として属する制度部門に割り当たられる本社 | ○本社(会社の他の単位の監督・管理を行い、戦略的・組織的な計画立案や意思決定の役割を担い、運営上の支配権の行使を行う)は、子会社の産出の形態に応じて部門分類を行う(子会社が主として金融機関に属する場合、金融機関(細分類は金融補助機関)に分類)。 |
| 非営利団体に係る内訳部門の導入 | ○法人企業部門及び一般政府部門に位置付けられる非営利団体を別個に認識し、対象計民間非営利団体と合わせた全ての非営利団体の活動を要約した補足表を新たに作成する。 |
| 金融サービスの定義の拡大 | ○金融仲介活動以外の金融サービスの増加、特に金融リスク管理及び流動性転換が確実に把握されるように、金融サービスの定義を明確化する(証券・外国為替取引等に関する暗黙的手数料の取扱いを含む)。 |
| 金融機関の内訳部門を改定し、金融サービス・市場・商品の発展を反映 | ○金融機関の内訳部門を、①中央銀行、②預金取扱機関、③MMF、④非MMF投資信託、⑤保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関、⑥金融補助機関、⑦専属金融機関および貸金業、⑧保険会社、⑨年金基金の9部門に細分化する。 |
| 研究開発(R&D)の資本化等 | ○R&Dは、付隨的な活動ではなく、可能な場合には、それについて別個の事業所が区分される。 ○R&Dの産出は、購入(外注)の場合は市場価格で評価し、自己勘定で行う場合は生産費用総額に、生産に用いた固定資産の資本収益分(固定資本収益(純))を加えて評価する。政府や大学、非営利の研究機関等で行う場合は非市場産出として固定資本収益(純)を除く生産費用総額で評価する。 ○R&Dは、その所有者に経済的利益をもたらすものであれば、総固定資本形成として扱われる。 ○資産分類では「生産資産」の「固定資産」の「知的財産生産物」の内訳「研究・開発」に計上される。 ○特許契約は、使用ライセンスの一形態で、サービスの支払または、資産の取得に対する支払として扱われる。 |

| 勧告名 | 勧告の概要 |
|-----------------------------------|--|
| FISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)の計算方法の精緻化 | ○FISIMの計測は、自己資金による貸出を含め、全ての預金・貸出を対象とする。(信用リスクプレミアムの借り手側FISIMからの控除については国際的な議論が継続。) |
| 中央銀行の産出の明確化 | ○中央銀行が産出するサービスは、①金融仲介サービス(市場)、②金融政策サービス(非市場)、③監督サービス(市場／非市場)からなる。非市場産出は費用積上げで計測し、政府が最終消費するものとして記録とともに、中央銀行から政府への同額の経常移転を擬制する。 ○中央銀行の設定金利と市場金利の関係によって、暗黙の税または補助金を記録し、中央銀行と政府との間の同額の経常移転を擬制する。 |
| 非生命保険サービス産出の記録の改善 | ○非生命保険のサービス産出額について、巨大災害が発生した場合に極端な動き(マイナス)になることを避けるため、調整された保険金の値等を用いて推計する。 ○巨大災害発生に伴う例外的に大きな保険金支払については、経常移転ではなく資本移転として記録する。 |
| 再保険を元受保険と同様に取り扱う | ○再保険は元受保険と同様に扱う。再保険会社が産出するサービスは、元受保険会社による中間消費として扱う。 |
| 家計や企業による自己最終使用のための産出に資本収益を含める | 家計や企業(市場生産者)によって自己最終使用のために生産された財貨・サービスの産出額の評価を行う場合は、比較可能な市場価格がなければ、その生産費用総額に、生産に用いた固定資産の資本収益分(固定資本収益(純))を加えることが適当である。(自己最終使用のための生産が非市場生産者によって行われる場合は、産出額の評価に固定資本収益(純)は含めない。) |
| 経済的所有権の変更の導入 | ○所有権の定義の明確化のため、法的所有権と経済的所有権を区別し、資産は、法的所有者ではなく、経済的所有者の貸借対照表に記録する。 |
| 非金融資産の分類の改定 | ○「生産資産」「非生産資産」の内訳としての「有形」「無形」の分類の廃止等。 |
| 兵器システム支出の資本化 | ○戦車、軍艦等の軍事兵器システムは、たとえ平和時の使用が抑止力を提供するものであっても、継続して防衛サービス産出に使用されるため、固定資産に分類する。 ○ミサイル・ロケット・爆弾などの1回限り使用されるアイテムは、軍事在庫として扱う。 |
| 資産項目「コンピューターソフトウェア」はデータベースを含むよう修正 | ○非金融資産の「知的財産生産物」の内訳項目として、「コンピューターソフトウェア・データベース」を表章し、さらに「コンピューターソフトウェア」と「データベース」に分割表章する。 ○市場で購入したソフトウェアやデータベースは購入者価格で評価する。一方、自社開発されたものは推定された基本価格か、それが不可能であれば生産費用(市場生産者については固定資本収益(純)を含む)で評価する。 ○データベースについては、使用年数1年超のデータを有するものは、自社開発、市場購入を問わず、固定資産として扱う。 |
| オリジナルとコピーを別個の生産物として認識する | ○知的財産生産物について、オリジナルとコピーを別個の生産物として扱うことに関する指針(コピーが、完全に売り渡されたもので、1年を超えて生産に使用されると予想される場合には、固定資産として扱う等)を提供。 |
| 資本サービスの概念の導入 | ○市場生産で使用する資産に関する資本サービスについて、資本の生産性計測等の観点から個別に計測し、参考として表章。 |
| 所有権移転費用の扱いの精緻化 | ○所有権移転費用を総固定資本形成として扱うとともに、その償却については、当該資産の予測保有期間で償却するか、それができない場合は費用が生じるときに償却する。 ○終末費用は、資産の使用期間の所有者の数にかかわらず、資産の使用年数全体にわたって償却するか、それができない場合には費用発生時(解体時)に償却する。 |

| 勧告名 | 勧告の概要 |
|--------------------------|--|
| 鉱物探査・評価 | <p>○鉱物資源の探査活動(生産資産)と資源そのもの(非生産資産)とを区別する。前者について、非金融資産の「知的財產生産物」の内訳項目として、「鉱物探査・評価」という項目名とする。</p> <p>○鉱物探査・評価は、購入した場合は市場価格で評価し、自己勘定で実施する場合は、費用総額に固定資本収益(純)を上乗せして評価する。</p> |
| 土地改良 | <p>○土地改良を総固定資本形成として扱う。</p> <p>○貸借対照表においては、土地改良は、改良前の土地資産(非生産資産)と区別し、固定資産(生産資産)の内訳項目と扱う。</p> <p>○改良前の土地の価値と改良の価値を分離できない場合は、価値の大きい方に当該土地を分配する。土地に係る所有権移転費用は、土地改良に含める。</p> |
| のれんとマーケティング資産 | <p>○買入れのれんとマーケティング資産は、自然資源、契約・リース・ライセンスと並び、非生産資産の内訳項目の一つとして扱う。</p> |
| ある場合には水資源を資産として扱う | <p>○採取目的で利用され、かつその希少性ゆえに所有権や使用権の行使や市場での評価、経済的支配が存在する場合において、水資源を資産として計上する。</p> <p>○水資源の定義について、地下水に加え、河川・湖・人工貯水池などにまで拡大する。</p> |
| 減耗の価格指数 | <p>○固定資本減耗を当該資産の品質不变価格指数に基づく期中平均価格で測定する。</p> |
| 育成生物資源の定義を非育成生物資源と対称的にする | <p>○「育成資産」を「育成生物資源」に名称変更するとともに、制度単位の直接の制御、責任と管理の下にある動物資源及び樹木、作物、植物資源のうち、繰り返し生産物を生み出すものについて、自然成長及び再生を生産として扱う等、定義を明確化する。</p> |
| 知的財產生産物の導入 | <p>○「無形生産資産」は「知的財產生産物」に名称変更し、概念を拡張する。研究開発、鉱物探査・評価、コンピューターソフトウェア・データベース、娯楽・文学・芸術作品の原本、その他の知的財產生産物に分類する。</p> |
| 自然資源について資源リースの概念を導入 | <p>○自然資源の法的所有者が、貸借人に当該資産を自由に使用させ、見返りに定期的な支払を得ることを可能とする取決めを自然資源リースとして認識する。当該資産は、貸借人によって使用されるとしても、貸貸人の貸借対照表に記録する。また、借手から貸手に対する資源リースに係る定期的な支払を財産所得(賃貸料)として記録する。</p> |
| その他の資産量変動勘定の内訳項目の変更 | <p>○取引以外の資産の変動に関して考えられる原因をより構造的に把握するために、その他の資産量変動勘定の内訳分類を変更する。</p> |
| 現先取引の扱いの明確化 | <p>○現先取引は証券の売買ではなく資金貸借取引であり、貸手が担保として受け入れた証券を売却する場合、貸手の担保資産の売却価格と同額の負の資産を計上する。</p> |
| 雇用者ストックオプションの取扱い | <p>○新たに雇用者ストックオプションの価値を捕捉し、雇用者報酬の一部として記録するとともに、金融資産のうち「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」(「金融派生商品」から名称変更)等に計上する。</p> |
| ノン・パフォーミング貸付の扱いの精緻化 | <p>○ノン・パフォーミング貸付の定義を明確化するとともに、ノン・パフォーミング貸付について、主勘定においては名目価値で記録し、利子が発生しているものとして記録する。また、債権者の貸借対照表の参考系列として①ノン・パフォーミングと見られる貸付の名目価値、②同貸付の市場価値相当額を記載する。</p> <p>○参考系列は、金融機関と一般政府について記録し、それ以外の部門は重要な場合に記載。</p> |

| 勧告名 | 勧告の概要 |
|--|---|
| 保証(定型保証)の扱いの精緻化 | ○保証について、①金融派生商品の形態をとる保証、②大数の法則が働く定型保証、③偶発性の高い個別保証の3つに区分し、新たに②定型保証について、非生命保険と同様の形で、産出・消費、分配取引を記録するとともに、金融面への記録を行う。 |
| 指数連動型債務証券の扱いの精緻化 | ○元本、クーポンあるいはその双方が特定の指標に連動し、発行時点ではその金額が確定されていない債券等について、広範なベースの指標に連動しているのか否かによって、元本、クーポン、価値の変動(キャピタルゲイン・ロス)の記録方法を精緻化する。 |
| 外国通貨に連動する債務証券の扱いの変更 | ○元本及びクーポンの支払が外国通貨に連動している債券等は、外国通貨建証券として分類する。為替の変動によるクーポンの変動は全額を利子として記録する。為替の変動による元本の変動は、キャピタルゲイン・ロスとして記録する。 |
| 非上場株式の評価の柔軟性 | ○非上場株式について、評価方法に関する複数の選択肢に基づき評価を行う。 |
| 不特定保管金口座を金融資産・負債として扱う | ○不特定保管金口座を金融資産及び負債として扱う。資産項目としては、通貨当局が保有する場合は「貨幣用金」に分類され、その他の場合外貨預金として、「現金及び預金」の「その他預金」に分類する。 |
| 貨幣用金と金地金の定義の変更 | ○貨幣用金は、通貨当局によって所有される金地金及び非居住者の提供する不特定保管金口座から構成される。 ○準備資産として保有される金地金は、相当する負債がない唯一の金融資産として扱う。 |
| 特別引出権(SDR)の負債の認識 | ○国際通貨基金が発行する特別引出権(SDR)を、SDRを保有する国の資産及び制度の参加者に対する債権として扱う。SDRの配分および取消を金融取引として記録する。 ○SDRの資産および負債は個別に記録する。貨幣用金およびSDRを、それぞれ内訳分類として表章する。 |
| インターバンク・ポジションの記録 | ○銀行間で行われる預金や貸出・借入について、銀行が行う金融仲介活動とは異なる経済的な意味合いを持つことを踏まえ、これらの取引・資産を「インターバンク・ポジション」として、その他の預金や貸出・借入から分離して記録する。 |
| 証券貸借と金貸借に係る支払手数料 | ○証券・金の貸借取引において用いられる証券や金の所有者に対する全ての支払手数料は利子として扱う。 |
| 金融資産の分類の改定 | ○金融市场の革新を反映し、金融資産の分類を変更する(「株式以外の証券」→「債務証券」への変更、「金融派生商品」→「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」への拡充等)。 |
| 経済的所有権に基づくファイナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別 | ○貸借人が資産の経済的な所有者か否かによって、ファイナンシャル・リースとオペレーティング・リースを区別し、前者は金融取引、後者はサービス取引として扱う。 |
| 年金受給権の記録に係る変更 | ○確定給付型の企業年金について、発生主義に基づき保険数理的に計算された年金受給権等を記録する。 ○社会保障としての年金受給権について、参考として、家計に対する負債として認識する。 |
| 民間／公的／政府部門の境界の明確化 | ○市場生産者と非市場生産者、公的企業と民間企業を区別するための指針(決定樹)を提供する。 |
| 再生機構の扱いの精緻化 | ○再生機構の分類(一般政府／金融機関)に関する指針を提供する。 |

| 勧告名 | 勧告の概要 |
|-----------------------------------|---|
| 政府発行許可証の取扱いの明確化 | ○政府が、特定の活動に従事しようとする主体に対して厳密に数を制限した形で発行する許可証が、政府が所有する資産を使用するものでなければ、許可証への支払を税と扱う。ただし、ライセンス(政府許可証)が合法的に第三者に譲渡可能なら非生産資産として扱う。 |
| 公的法人企業の例外的支払は持分の引出しとして記録 | ○蓄積準備金または資産の売却によって、公的法人・準法人企業が例外的支払を行う場合「持分の引出し」として記録する。法人企業の事業者所得による定期的分配のみを「配当」として記録する。 |
| 公的準法人企業への例外的支払は資本移転として記録 | ○累積赤字を補うための政府からの公的法人・準法人企業に対する例外的支払は「資本移転」として扱う一方、財産所得の形での将来収益を期待して行う政府からの例外的支払は「持分の追加」として扱う。 |
| 税の発生主義による記録 | ○税を発生主義に基づいて記録。その際、税支払の確定性や、課税の時期等を考慮。 |
| 税額控除 | ○税負担を上回る税額控除による政府の支払は、グロスで記録する。 |
| 官民パートナーシップで創設した固定資産の所有権に関する扱いの明確化 | ○官民パートナーシップで創設した固定資産について、民間と公的のどちらを経済的所有者とするかの指針を提供する。 |
| 保有利得税 | ○保有利得税は引き続き、所得・富等に課される経常税に含めるとともに、重要であれば別個の細分類項目で記録する。 |
| 経済的所有権の変更の導入 | ○二か国以上で活動する主体をどの国の居住者とするかに関する基準として、「経済的利害の支配的中心」の概念を導入する。 |
| 個人の居住地変更 | ○個人が居住地とする国を変更するときには、当該個人が所有する金融資産、非金融資産、負債の所有権の変更を伴わないものとする。このため、売買取引や資本移転は記録せず、その他の資産量変動として扱う。 |
| 加工用に海外に送られた財貨の所有権変更ベースでの記録 | ○加工用の財貨について、財貨を所有する国と加工サービスを提供する国との間の財貨のフローは、財貨の輸出入としては記録せず、財貨を所有する国による加工サービスの輸入、それを提供する国による加工サービスの輸出として記録する。 |
| 仲介貿易 | ○製造業や卸売、小売業等が仲介貿易を手掛ける場合、財貨の取得を「負の輸出」に、財貨の販売を「正の輸出」とし、両者の差額は財貨の輸出として記録される。 |
| 投資信託に係る留保利益の扱い | ○投資信託の留保利益を財産所得(投資信託投資者に帰属する留保利益)の受払として記録し、金融勘定において投資者が同額を再投資するものと擬制する。 |
| 排出権取引の扱い | ○国内のキャップ・アンド・トレードの下で政府が発行した排出権は、有償で付与した場合は、排出が生じた時点で、生産に課される税として記録する。政府による税の実際の受取と排出のタイミングの差によって、政府の負債(税の前受金)、排出権所有者の金融資産(税の前払金)が発生する。 ○排出権の市場価値と排出権所有者の税の前払金の差は、非生産資産として記録。 |